

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業
環境影響評価準備書に係る埼玉県環境影響評価技術審議会の意見について（答申案）

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 建設機械の稼働については、稼働時間帯が均一ではないと想定され、また資材運搬等の車両の走行については、国道254号バイパス（以下「バイパス」という。）が未整備の状況では交通集中による渋滞が生じる可能性がある。
建設機械の集中した稼働や資材運搬等の車両による渋滞等により、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 近年の気象災害事例を踏まえ、調節池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調節池を設置すること。
なお、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるよう調節池設置後の状況を継続的に観測することが望ましい。
- (3) 午王山遺跡下の崖地（計画地南側の午王山遺跡北端）まで盛土造成する計画であることから、当該崖地の下から染み出ていると推察される地下水への影響に留意して工事を行うこと。
特に、事業に関連して実施される午王山遺跡下の盛土工の安全性については、一例として「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」の該当部分に準じて行うなど、明確な基準に従い実施し安全性を担保すること。
- (4) 土砂災害防止と環境保全（湧水保全や希少植物保全）とのバランスについて、関連団体等と協議の上検討し、造成計画に生かしていくこと。
- (5) 全面的に盛土造成工事が為されるところ、現在示されている造成計画においては、その造成に係る適切な断面図が示されていない。評価書においてこれらを示し、造成計画の詳細を明らかにすること。なお、盛土造成については、上記（3）のとおり安全性を担保した形で実施すること。
- (6) 計画地内で希少種のコギシギシが確認されている。コギシギシは湿った水田環境のような攪乱を受ける場所で生育する種であることから、これらの生育環境にも配慮した公園整備を検討すること。

2 大気質

- (1) 特定の環境保全措置を実施することを前提として予測評価している場合、当該環境保全措置を確実に実施できる体制を整え、その旨環境保全対策として評価書に記載すること。

(2) 施設の稼働に伴う最大付加濃度出現位置が計画地の南側に位置する住宅地内であること、また、バックグラウンド濃度が高いことから、他の地域にも高濃度地域が出現する可能性があることを鑑み、短期予測の結果も考慮しながら企業進出後の排出源対策も十分行うこと。

3 騒音・低周波音及び振動

- (1) 小学校、高等学校等の要配慮施設について、現在、窓閉め対策を前提として騒音の予測評価が実施されているが、常時、窓を閉めていられるとは考えにくいため、その他必要な環境保全措置を施すこと。
- (2) バイパスの開通により、道路交通騒音に係る環境基準が、バイパス開通前と開通後で異なる基準になると推察されることから、関係住居の住人に対して丁寧な説明を行うこと。

4 土壤

計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある事業所等の情報があることから、今後、土地の形質の変更を行う前に土壤汚染対策法等の法令に基づき適切に対応すること。

5 地盤

計画地内を全般的に盛土造成する計画となっており、当該造成工事を事業敷地境界付近で実施した場合、その周辺の住宅への影響が懸念される。不等沈下が生じないよう留意すること。

6 景観

令和4年に「史跡午王山遺跡保存活用計画」が策定されており、当該計画では、景観の保存が望ましい区域が指定されている。

計画地は当該遺跡に隣接していることから、計画地における開発においては、当該計画で示されている景観への配慮事項について考慮すること。

7 史跡・文化財

計画地内には埋蔵文化財がないと記載されているが、計画地南側には「国指定史跡午王山遺跡」がある。当該遺跡は独立丘陵で完結しているとされているが、午王山遺跡は弥生時代の集落であるところ、当該時代では上部に集落があり、下部の低地の利用も見受けられる。

計画地は当該遺跡の下部に位置することから、開発に当たり埋蔵文化財が確認される可能性があるため、確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

8 事後調査

- (1) 大気質における予測結果において、施設の稼働に伴う最大付加濃度出現位置が計画地の南側に位置する住宅地内となっている。

当該出現地への影響が出来る限り把握できるよう計画して事後調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動において、計画地南側住宅で、長期にわたり基準を超える状況になっていると見受けられる。

現在想定している環境保全対策だけで十分な対策となっているかを事後調査により把握し、対策が不十分だった場合には、追加の環境保全対策を行うこと。

(3) 事業地内に開通するバイパスとの複合的な騒音・振動による影響が想定されるため、バイパス供用後の事後調査により影響の把握に努め、必要に応じて、バイパスの事業主体である県と連携し環境保全措置を検討すること。